

大学院段階における「授業料後払い制度」の制度設計について

1. 対象学種

大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程。通信教育課程を含む。）

2. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

- ①令和6年度秋の新規入学者
- ②令和6年度春の新規入学者であって、学類（学部）で修学支援新制度の対象になったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。

3. 後払いとできる授業料の額（以下「支援対象授業料」という。）

以下を予定している。

- ・国公立 年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料
- ・私立 年 776,000 円を上限として大学が請求する授業料

※第一種奨学金の一形態として、これらの金額に保証料を上乗せした金額を JASSO から学生に貸与する（貸与額から保証料を天引きした額が授業料相当となるよう、貸与額及び保証料を設定する。すなわち、授業料相当額及び保証料相当額を合わせた額（以下「授業料支援金」という。）が貸与額となる）。

※保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とする。

※学生への請求額が上記の上限額を下回る場合は、当該請求額を支援対象授業料とする。

4. 生活費等の支援として別途貸与を受けられる額（以下「生活費奨学金」という。）

- ・月 1 万円、2 万円、3 万円又は 4 万円から学生が選択する額（無利子）

※JASSO から学生に対して振り込む。

※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。

※授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできない。

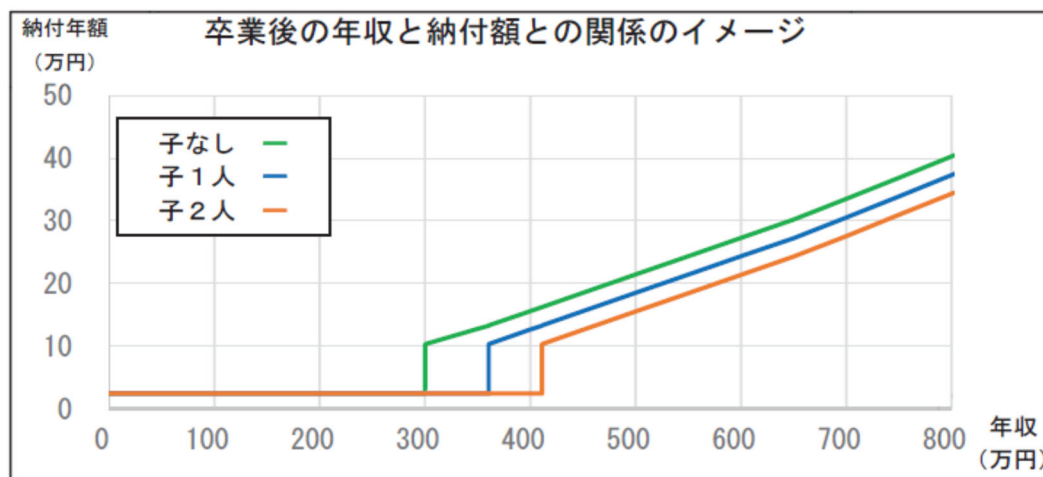
※授業料支援金を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできない。

※授業料支援金及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能。

※保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記額から保証料を天引きするものとする。

5. 利用者（卒業した学生）から JASSO への納付の概要

- ・ 授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計額）及び生活費奨学金の合計額に達するまで、卒業後の所得に応じ、口座引落によって JASSO に納付を行う。
- ・ 所得（前年の課税所得）と納付年額の関係は以下のとおりであり、例えば扶養する子供が 2 人いれば年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらない。
- ・ 上記年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の 9% を納付する。上記年収以下の場合は月 2,000 円など一定額を納付する。



6. その他

- ・ 学期の途中で停止・廃止となった場合も、当該学期に係る授業料支援金の割り戻しや取消等を行わず、卒業後に所得に応じて納付することとする。
- ・ 第一種奨学金における支援の停止・廃止に相当する事由があった学生については、「授業料後払い制度」においても支援の停止・廃止の取扱いとなる。
- ・ 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者免除の判定を行う。なお、授業料支援金又は生活費奨学金のいずれか一方のみが廃止や免除になるといった取扱いは予定していない。
- ・ 申請後の取消の可否、年度途中の支援の終了の可否その他運用の詳細については JASSO において定める。